

館内案内



1

ホー ル

ホールの壁面(1面)は鏡張り(姿見)になっていますので、運動(エクササイズ)系の活動にも向いています。また、ホールは分割して半分だけ借りることもできます(使用料も半額)。



3

活動・交流スペース

個人利用が可能なフリースペースです。個人学習や休憩などご利用ください(リモートワークは禁止)。



2

会 議 室



4

赤ちゃんの駅



5

ミニキッチン／流し台



6 女子トイレ



7 男子トイレ



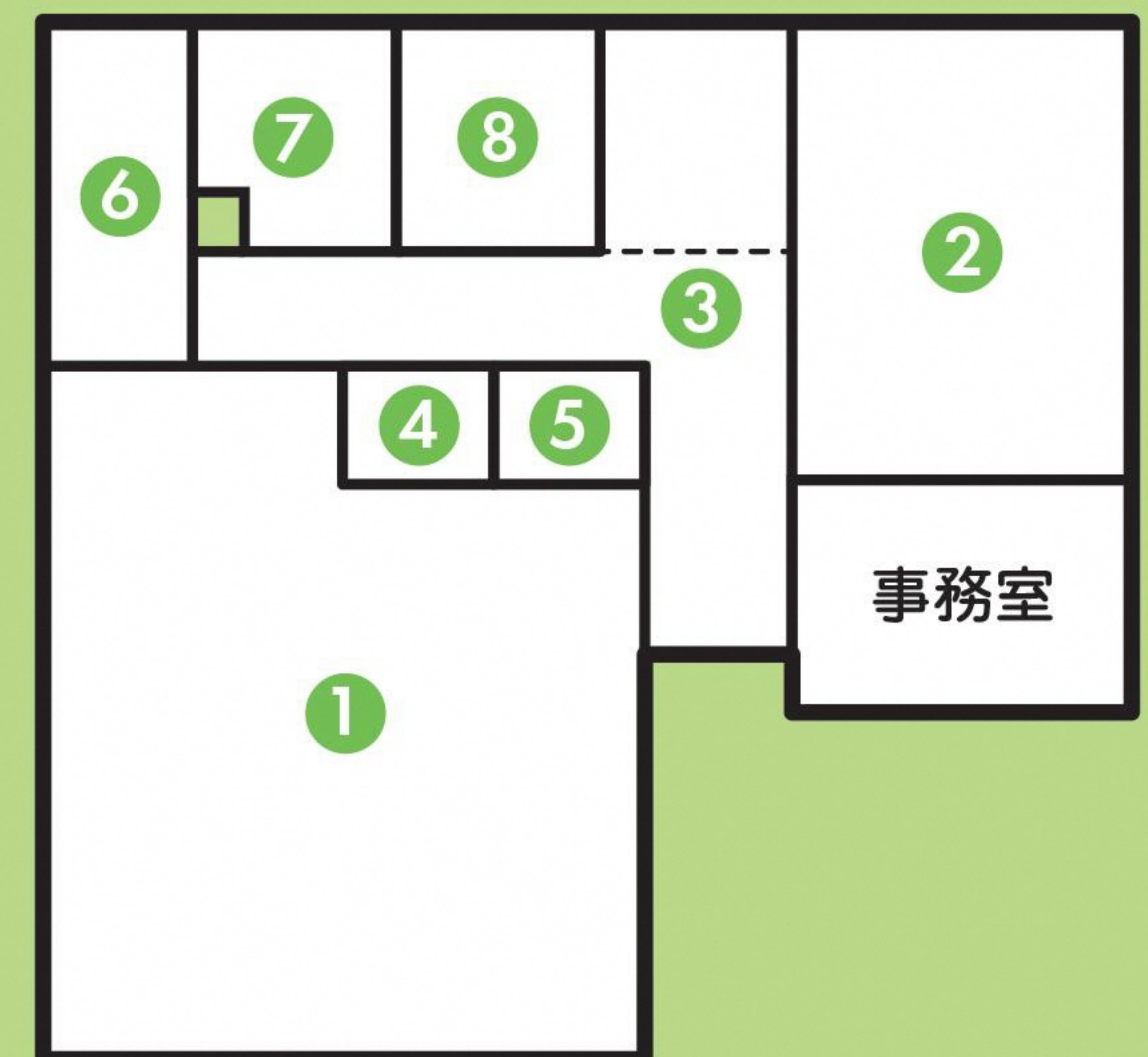
8 だれでもトイレ

6 7 8

ト イ レ

大人も使えるユニバーサルシートを設置しています。

配置図



地域会館の目的

生涯学習その他の地域の活動の場を提供し、地域の持続可能性の確保及び活性化を図ることを目的としています。

施設利用案内

利用時間 9:00～21:30

休館日 12月29日から1月3日まで
(ただし、臨時休館する場合があります。)

- 利用方法
- ホールまたは会議室の利用には、事前の申請が必要です。
(活動・交流スペースを貸切利用する場合も同様)
 - 活動・交流スペースは、貸切利用の場合を除き、事前の申請なしで利用が可能です。(ただし、職員駐在時に限ります。)
 - 塾、教室等を営む個人事業主や一般の会社なども利用できます。ただし、純然たる物品販売等は禁止です。
 - 詳しくは、対象施設の窓口へ直接またはお電話にてお問い合わせください。公共施設予約システムによる予約も可能です。

使用料

市内に在住・在勤・在学の利用者の使用料は、次の表のとおりです。

市外の利用者が利用するときの使用料は、「団体」・「団体以外」とともに、表に記載の金額の2倍の額となります。

貸室の利用時間の区分ですが、「午前」「午後1」「午後2」「夜間」の4コマ割りとなっています。複数のコマにわたって続けて利用する場合(例えば、「午前」から「午後1」まで通して利用する場合)は、その間の時間(この例では正午から13時までの1時間の分)についても使用料がかかります。

また、付属設備(備品)の使用料がかかる場合があります。いずれについても、対象施設の窓口にお問い合わせください。

なお、使用料は、減免になる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

	(円)			
	午 前	午後1	午後2	夜 間
貸室 【面積・定員】	9:00～ 12:00	13:00～ 15:30	16:00～ 18:30	19:00～ 21:30
ホール 【90.30㎡・40人】	1,440 5,760	1,200 4,800	1,200 4,800	1,200 4,800
会議室 【32.30㎡・16人】	480 1,920	400 1,600	400 1,600	400 1,600
活動・交流スペース (貸切時)	960 3,840	800 3,200	800 3,200	800 3,200

上段は「団体」の場合、下段は「団体以外」の場合

※「団体」とは学習グループ・サークル・自治会(認可地縁団体を含む)、長寿会、校区連絡会、PTA、子ども会、各種イベント実行委員会など、いわゆる法人格のない団体です。

※「団体以外」とは法人(認可地縁団体を除く)または個人を指します。



熊谷市立地域会館

施設案内

- 三尻会館
熊谷市三ヶ尻2870番地2 ☎ 048-532-3656
- 佐谷田会館
熊谷市佐谷田366番地1 ☎ 048-524-5411
- 大幡会館
熊谷市代586番地5 ☎ 048-524-5141
- 大麻生会館
熊谷市大麻生1012番地1 ☎ 048-532-3519